

平成 26 年度

自己点検シート

(人員・設備・運営基準編)
(介護報酬編)

夜間対応型訪問介護

事業所番号： 3 3

事業所名：

点検年月日：平成 年 月 日()

点検担当者：

確 認 事 項	適	否	根拠条文・確認書類等
<p>総則 指定地域密着型サービスの事業の一般原則</p> <p>1 暴力団員の排除</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の役員及び管理者が、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員ではないか。 	適	否	【岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号）（以下「 条例 」という。）第3条】
<p>2 虐待防止責任者の設置及び虐待防止研修の実施</p> <p>(1) 虐待防止責任者を設置しているか。</p> <p>(2) 従業者に対して、「高齢者虐待防止法」の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修を実施しているか。</p> <p>(3) 利用者の居宅において虐待を発見した場合は、地域包括支援センター等に通報しているか。事例の有・無</p>	適	否	岡山市指定地域密着型サービス及び岡山市指定地域密着型介護予防サービスに係る独自基準等の運用について（以下「 市解釈通知 」という。）第1の4(4)
<p>3 地域包括支援センターとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力しているか。事例の有・無 	適	否	市解釈通知第1の4(5)
<p>第1 基本方針等</p> <p>1 基本方針</p> <p>要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間における定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に違反した内容となっていないか。 	適	否	【 条例第4条 】 ・運営規程 ・パンフレット等
<p>2 指定夜間対応型訪問介護</p> <p>事業所が提供するものは、条例第47条に挙げられている次のサービスか</p> <p>①定期巡回サービス ②随時訪問サービス</p>	適	否	【 条例第47条 】 介護報酬の解釈2指定基準編（以下「 赤 」という。） P426～P427
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 訪問介護員の員数</p> <p>(1) 提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たるオペレーターを1名以上及び利用者の面接その他の業務を行う面接相談員を1名以上配置しているか。（ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。また、面接相談員は、オペレーターが従事することも差し支えない。）</p>	適	否	【 条例第48条 】 赤P427～P430 ・勤務体制一覧表 ・出勤簿(タイムカード) ・資格証 ・雇用契約書

確 認 事 項	適	否	根拠条文・確認書類等
<p>→オペレーターの数 () 人 面接相談員の数 () 人 〔面接相談員の兼務状況 : () 〕</p> <p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上か。</p> <p>(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、提供時間帯を通じて専ら1名以上配置しているか。(ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。)</p> <p>(4) オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員か。 ※なお、3年以上のサービス提供責任者の経験者をもって充てる場合は、前記の有資格者との連携方法を記載。 〔 () 〕</p>	適	否	
<p>2 管理者</p> <p>(1) 管理者は常勤専従職員を配置しているか。</p> <p>(2) 管理者が他の職務等を兼務している場合、業務に支障はないか。 →兼務の有無 (有 ・ 無) 有の場合はその職種 ()</p> <p>→同一敷地等の他事業所と兼務している場合は、事業所名、職務名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名 : () 職務名 : () 勤務時間 : ()</p>	適	否	【条例第49条】 赤P430
<p>第3 設備基準</p> <p>(1) 事務室又は相談等に対応するスペース、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備を確保しているか。</p> <p>(2) 以下の機器を備えつけているか。 ・利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器 ・随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等</p> <p>(3) 利用者に対して、適切にオペレーションセンターに通報できる端末機器を配布しているか。 →なお、配布しないこともできるが、その場合には、利用者との通信方法を以下に記載。 〔 () 〕</p>	適	否	【条例第50条】 赤P431～P432

確 認 事 項	適	否	根拠条文・確認書類等
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>重要事項を記した文書を交付して、説明し、同意を得ているか。 ※利用者及び事業者双方保護の観点から、書面によることが望ましい。(通知)</p>	適	否	<p>【条例第61条で準用する第9条】 赤P433 ・同意に関する書類</p>
<p>2 提供拒否の禁止 事例の有・無</p> <p>正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 (提供を拒否したことがある場合は、どのような事例か) 正当な理由の例(通知) ①事業所の現員では対応しきれない。 ②利用申込者の居住地が実施地域外である。 ③適切なサービスを提供することが困難な場合。</p>	適	否	<p>【条例第61条で準用する第10条】 赤P433～P434 ・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料</p>
<p>3 サービス提供困難時の対応 事例の有・無</p> <p>主治医及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに行っているか。</p>	適	否	<p>【条例第61条で準用する第11条】 赤P434 ・サービス担当者会議の要点</p>
<p>4 受給資格等の確認</p> <p>(1) サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。 ①被保険者資格 ②要介護(支援)認定の有無 ③要介護(支援)認定の有効期間</p> <p>(2) 確認した後は、利用者へ被保険者証を返却しているか。</p> <p>(3) 認定審査会意見が記載されている場合は、それに配慮したサービスを提供するよう努めているか。 事例の有・無</p>	適	否	<p>【条例第61条で準用する第12条】 赤P434 ・サービス提供票 ・個人記録</p>
<p>5 要介護認定等の申請に係る援助 事例の有・無</p> <p>(1) 利用申込者が要介護認定等を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。 ※必要な援助とは、既に申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて申請を促すこと。</p> <p>(2) 更新の申請は、有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるように必要に応じて援助を行っているか。 ※居宅介護支援が利用者に対し行われていない場合。</p>	適	否	<p>【条例第61条で準用する第13条】 赤P434～435</p>
<p>6 心身の状況等の把握</p> <p>サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	適	否	<p>【条例第61条で準用する第14条】 赤P435 ・サービス担当者会議の要点</p>
<p>7 指定居宅介護支援事業者等との連携</p> <p>(1) サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図っているか。</p>	適	否	<p>【条例第61条で準用する第15条】 赤P435～436 解釈通知第1の4(5)</p>

確認事項	適	否	根拠条文・確認書類等
(2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図っているか。	適	否	
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。事例の有・無	適	否	【条例第61条で準用する第16条】 赤P436
※受けるための要件とは、居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅サービス計画に基づく居宅サービスを受けること。			
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しているか。	適	否	【条例第61条で準用する第17条】 赤P436～437 ・居宅サービス・夜間対応型訪問介護計画書
10 居宅サービス計画等の変更の援助 事例の有・無 【居宅サービス計画の変更を希望する場合】 (1) 居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。 (2) 法定代理受領サービスとして提供するためには、支給限度額の範囲内で居宅(介護予防)サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。(通知)	適	否	【条例第61条で準用する第18条】 赤P437 ・サービス提供票
11 身分を証する書類の携行 (1) 従業者に身分を明らかにする書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するよう指導しているか。 (2) 証書等に、事業所の名称、従事者の氏名が記載されているか。(従業者の職能の記載及び写真の貼付もあることが望ましい。)	適	否	【条例第61条で準用する第19条】 赤P437 ・身分を証する書類
12 サービスの提供の記録 (1) サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しているか。 (2) 利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法(利用者の用意する手帳等に記載する等)により、その情報を利用者に提供しているか。事例の有・無	適	否	【条例第61条で準用する第20条】 赤P437～438 ・サービス提供票
13 利用料等の受領 【法定代理受領サービスに該当する場合】 1 割相当額の支払を受けているか。 【法定代理受領サービスに該当しない場合】 事例の有・無 (1) 10割相当額の支払を受けているか。 (2) 基準額との間に不合理な差額が生じていないか。	適	否	【条例第61条で準用する第21条】 赤P438～439 ・領収証控
(1) 10割相当額の支払を受けているか。 (2) 基準額との間に不合理な差額が生じていないか。	適	否	

確認事項	適	否	根拠条文・確認書類等
<p>〔その他の費用の支払を受けている場合〕 事例の有・無</p> <p>(1) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスの提供を行った場合に要した交通費の額の支払を利用者から受けている場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行った上で運営規程に従い適正に徴収されているか。</p> <p>(2) (1)の支払を受ける場合には、その内容及び費用について、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか。</p> <p>(3) 課税の対象外に消費税を賦課していないか。 ※通常の事業の実施地域以外の訪問についての交通費は課税される。</p> <p>(4) 要した費用の支払を受けた際、領収証を交付しているか。</p> <p>(5) 領収証については、保険給付に係る1割負担部分と保険給付対象外のサービス部分(個別の費用ごとに明記したもの)に分けて記載しているか。</p> <p>(6) 訪問看護で使用する衛生材料、医療材料の実費を、利用者やその家族から徴収していないか。 ※主治医が支給するもの。 【参考】在宅医療に係る衛生材料等の取扱いについて (H15.3.31保医発第0331014号)</p>	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程
<p>(2) (1)の支払を受ける場合には、その内容及び費用について、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか。</p> <p>(3) 課税の対象外に消費税を賦課していないか。 ※通常の事業の実施地域以外の訪問についての交通費は課税される。</p> <p>(4) 要した費用の支払を受けた際、領収証を交付しているか。</p> <p>(5) 領収証については、保険給付に係る1割負担部分と保険給付対象外のサービス部分(個別の費用ごとに明記したもの)に分けて記載しているか。</p> <p>(6) 訪問看護で使用する衛生材料、医療材料の実費を、利用者やその家族から徴収していないか。 ※主治医が支給するもの。 【参考】在宅医療に係る衛生材料等の取扱いについて (H15.3.31保医発第0331014号)</p>	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書 ・同意書 ・領収証控
<p>(3) 課税の対象外に消費税を賦課していないか。 ※通常の事業の実施地域以外の訪問についての交通費は課税される。</p> <p>(4) 要した費用の支払を受けた際、領収証を交付しているか。</p> <p>(5) 領収証については、保険給付に係る1割負担部分と保険給付対象外のサービス部分(個別の費用ごとに明記したもの)に分けて記載しているか。</p> <p>(6) 訪問看護で使用する衛生材料、医療材料の実費を、利用者やその家族から徴収していないか。 ※主治医が支給するもの。 【参考】在宅医療に係る衛生材料等の取扱いについて (H15.3.31保医発第0331014号)</p>	適	否	<p>介護報酬の解釈1単位数表編(以下「青」という。)青P42</p>
<p>(4) 要した費用の支払を受けた際、領収証を交付しているか。</p> <p>(5) 領収証については、保険給付に係る1割負担部分と保険給付対象外のサービス部分(個別の費用ごとに明記したもの)に分けて記載しているか。</p> <p>(6) 訪問看護で使用する衛生材料、医療材料の実費を、利用者やその家族から徴収していないか。 ※主治医が支給するもの。 【参考】在宅医療に係る衛生材料等の取扱いについて (H15.3.31保医発第0331014号)</p>	適	否	<p>介護保険法第42条の2第9項</p>
<p>(5) 領収証については、保険給付に係る1割負担部分と保険給付対象外のサービス部分(個別の費用ごとに明記したもの)に分けて記載しているか。</p> <p>(6) 訪問看護で使用する衛生材料、医療材料の実費を、利用者やその家族から徴収していないか。 ※主治医が支給するもの。 【参考】在宅医療に係る衛生材料等の取扱いについて (H15.3.31保医発第0331014号)</p>	適	否	<p>介護保険法施行規則第65条</p>
<p>(6) 訪問看護で使用する衛生材料、医療材料の実費を、利用者やその家族から徴収していないか。 ※主治医が支給するもの。 【参考】在宅医療に係る衛生材料等の取扱いについて (H15.3.31保医発第0331014号)</p>	適	否	
<p>1 4 保険給付の請求のための証明書の交付 〔法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合〕 サービスの内容、費用の額等を記したサービス提供証明書を利用者へ交付しているか。 事例の有・無</p>	適	否	<p>【条例第61条で準用する第22条】 赤P440</p>
<p>1 5 指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針</p> <p>(1) 利用者の要介護状態の軽減・悪化の防止、また、介護予防資するよう、目標を設定し、計画的に行うとともに、随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心して生活を送ることができるようにしているか。</p> <p>(2) 多様な評価の手法を用いて、提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者の評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図っているか。 ※多様な評価の手法とは、例えば利用者又はその家族からの評価(アンケート)なども含まれる。 ※定期的にとは少なくとも年1回実施すること。</p>	適	否	<p>【条例第51条】 赤P440</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画 ・夜間対応型訪問介護計画
<p>(2) 多様な評価の手法を用いて、提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者の評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図っているか。 ※多様な評価の手法とは、例えば利用者又はその家族からの評価(アンケート)なども含まれる。 ※定期的にとは少なくとも年1回実施すること。</p>	適	否	<p>市解釈通知第2の2(1)7①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な評価の記録 ・外部評価記録 ・アンケート
<p>1 6 指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針</p> <p>(1) サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画書に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。</p>	適	否	<p>【条例第52条】 赤P440～P441</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間対応型訪問介護計画
<p>(2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。</p>	適	否	

確 認 事 項	適	否	根拠条文・確認書類等
<p>(3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っているか。</p> <p>(4) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。</p> <p>(6) 利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーションへの連絡を行う等の適切な措置を講じているか。</p> <p>(7) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付しているか。</p> <p>(8) 必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しているか。</p> <p style="text-align: center;">事例の有・無</p>	適	否	<p>・交付文書</p>
<p>17 夜間対応型訪問介護計画等の作成</p> <p>(1) オペレーションセンター従業者等は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成しているか。</p> <p>(2) 夜間対応型訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>(3) オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を文書で得ているか。</p> <p>(4) オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画を作成した際には、当該夜間対応型訪問介護計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(5) オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成後、当該夜間対応型訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該夜間対応型訪問介護計画の変更を行っているか。</p> <p>※(1)から(4)までの項目は、夜間対応型訪問介護計画の変更についても確認を要する。</p>	適	否	<p>【条例第52条】 赤P441～P442 ・夜間対応型訪問介護計画</p>
<p>18 同居家族に対するサービス提供の禁止</p> <p>従業者にその同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせていないか。</p>	適	否	<p>【条例第61条で準用する第27条】</p>

確認事項	適	否	根拠条文・確認書類等
<p>19 別居親族に対するサービス提供の制限</p> <p>(1) 別居の親族（配偶者及び3親等内の血族及び姻族）である利用者に対するサービスの提供をさせていないか。 （利用者が告示で定める地域に住所を有する場合であって、規則で定める基準に該当する場合を除く。）</p> <p>(2) 管理者は、事業所の従業者と利用者に親族関係があるかどうかについて確認し、従業者としてサービス提供させることがないように管理しているか。 事例の有・無</p> <p>(3) 従業者は、利用者との関係が別居親族に該当する場合、直ちに管理者及び計画作成担当者にその旨を報告しているか。 事例の有・無</p> <p>(4) 利用者が告示で定める地域に住所を有する場合であって、規則で定める基準に該当し、別居親族に対するサービス提供を行わせる場合、あらかじめ、「別居親族に対するサービス提供に関する届出書」を提出しているか。 事例の有・無</p>	適	否	<p>【条例第54条】 【岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年市規則第99号）（以下「市規則」という。）第4条】 【岡山市告示第358条】 【市解釈通知第2の2（1）エ（8）】</p> <p>・別居親族に対するサービス提供に関する届出書</p>
<p>20 利用者に関する本市への通知 事例の有・無</p> <p>利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わず、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。</p>	適	否	<p>【条例第61条で準用する第20条】 赤P442～443</p> <p>・市町村に送付した通知に係る記録</p>
<p>21 緊急時等の対応</p> <p>緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。また、該当事件が生じた場合必要な措置が講じられているか。</p>	適	否	<p>【条例第55条】 赤P443</p>
<p>22 管理者等の責務</p> <p>(1) 管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>(3) オペレーションセンター従業者は、利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行っているか。</p>	適	否	<p>【条例第56条】 赤P443</p>
<p>23 運営規程</p> <p>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。また、実際に行っているサービスの内容と合致するか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針</p> <p>②従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③営業日及び営業時間</p> <p>④指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤通常の事業の実施地域</p> <p>⑥緊急時、事故発生時等における対応方法</p> <p>⑦合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処法</p> <p>⑧虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑨成年後見制度の活用支援</p> <p>⑩苦情解決体制の整備</p> <p>⑪その他運営に関する重要事項</p>	適	否	<p>【条例第57条】 【市解釈通知第2の2（1）イ（5）】 赤P443</p> <p>・運営規程</p>

確 認 事 項	適	否	根拠条文・確認書類等
<p>2 4 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 原則として月ごとの勤務表を作成し、月ごとの勤務の実績とともに記録しているか。 ※日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。</p> <p>(2) 事業所ごとにサービスを提供しているか。 ※随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。</p> <p style="text-align: right;">事例の有・無</p> <p>※事業所が、適切にサービスを利用者に提供する体制を構築しており、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合(条例第33条第2項ただし書の規定により認められている場合に限る。)であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。</p> <p style="text-align: right;">事例の有・無</p> <p>(3) 従業者の資質の向上のために、研修計画を作成し、計画に従って研修を実施しているか。また、研修機関が開催する研修への参加の機会を確保するなどして従業者の計画的な人材育成に努めているか。</p> <p>(4) 実施した研修の内容に、高齢者の人権擁護、虐待防止等の内容が含まれているか。</p>	<p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p>	<p>否</p> <p>否</p> <p>否</p> <p>否</p>	<p>【条例第58条】 【市解釈通知第2の2(1)ウ】 赤P444～446</p> <p>・勤務体制一覧表 ・契約書</p> <p style="text-align: right;">赤P416</p> <p>・研修計画 ・研修会資料 ・復命書</p>
<p>2 5 衛生管理等</p> <p>(1) 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。(使い捨て手袋の使用等)</p> <p>(2) 設備や備品について、衛生的な管理に努めているか。(設備の清掃、消毒、備品の保管方法、保管状態)</p>	<p>適</p> <p>適</p>	<p>否</p> <p>否</p>	<p>【条例第61条で準用する第34条】 赤P446</p> <p>・衛生マニュアル</p>
<p>2 6 掲 示</p> <p>(1) 重要事項の掲示方法は適切か。(場所、文字の大きさ等)</p> <p>(2) 掲示事項はすべて掲示されているか。 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③苦情に対する措置の概要 ④利用料その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p> <p>(3) 掲示事項の内容、実際に行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。</p>	<p>適</p> <p>適</p>	<p>否</p> <p>否</p>	<p>【条例第61条で準用する第35条】</p>

確 認 事 項	適	否	根拠条文・確認書類等
<p>27 秘密保持等</p> <p>(1) 利用者の個人記録の保管方法は適切か。 ※施錠できるロッカーやパスワード管理されたPC等</p> <p>(2) 従業員が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。(就業規則に盛り込む等の雇用時の取決め、違約金についての定めを置く等)</p> <p>(3) サービス担当者会議など部外で個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族に適切な説明(利用の目的、利用される範囲等)がされ、利用者及びその家族から文書による同意を得ているか。</p> <p>(4) 同意内容以外の事項まで情報提供していないか。</p>	適	否	<p>【条例第61条で準用する第36条】 赤P446～447</p> <p>・就業時の取り決め等の記録(就業規則)</p> <p>・同意書</p>
<p>28 広 告</p> <p>虚偽又は誇大なものではないか。</p>	適	否	<p>【条例第61条で準用する第37条】 ・パンフレット等</p>
<p>29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	適	否	<p>【条例第61条で準用する第38条】 赤P447</p>
<p>30 苦情処理</p> <p>(1) 苦情を受け付けるための相談窓口があるか。 また、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要を記載するとともに、事業所に掲示してあるか。</p> <p>(2) 苦情を受け付けた場合、受付日、内容等を記録しているか。 また、記録は5年間保存しているか。 事例の有・無</p> <p>※苦情はサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、些細なものでも汲み上げて対応、記録しておくこと。</p> <p>(3) 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 事例の有・無</p> <p>(4) 市町村が行う調査に協力し、指導及び助言を受けた場合に改善を行っているか。 事例の有・無</p> <p>(5) 市町村からの求めに応じ、改善内容を市町村に報告しているか。 事例の有・無</p> <p>(6) 国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、指導及び助言を受けた場合に改善を行っているか。 事例の有・無</p> <p>(7) 国民健康保険団体連合会からの求めに応じ、改善内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 事例の有・無</p>	適	否	<p>【条例第61条で準用する第39条】 赤P447～448</p> <p>・苦情に対する措置の概要</p> <p>・苦情処理マニュアル</p> <p>・苦情に関する記録</p>
<p>31 地域との連携</p> <p>事例の有・無</p> <p>利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めているか。 事例の有・無</p>	適	否	<p>【条例第59条】 赤P448～P449</p>
<p>32 事故発生時の対応</p> <p>(1) 事故発生時の連絡体制(市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等)が整えられているか。</p> <p>(2) 事故が起こった場合、必要な措置が講じられており、事故の状況及び事故に際して講じた処置について記録しているか。 事例の有・無</p> <p>・5年間保存しているか。</p>	適	否	<p>【条例第61条で準用する第41条】 赤P449</p> <p>・連絡体制表</p> <p>・事故対応マニュアル</p> <p>・事故記録</p>

確 認 事 項	適	否	根拠条文・確認書類等
<p>・岡山市介護保険事故報告事務取扱要綱に基づき、岡山市事業者指導課へ報告しているか。</p>	適	否	
<p>(3) 賠償すべき事態が生じた場合、速やかに損害賠償を行っているか。 (損害賠償保険の加入又は賠償資力を有することが望ましい。)</p>	適	否	
<p>(4) 事故が生じた場合は、その原因を解明し、再発防止策を講じているか。</p>	適	否	
<p>34 会計の区分 事業所ごとに経理を区分するとともに、その他の事業の会計を区分しているか。</p>	適	否	<p>【条例第61条で準用する第42条】 赤P449～450 ・会計関係書類</p>
<p>35 記録の整備 (1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。 ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ② 従業者の勤務の体制等の記録 ③ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ④ 市への通知に係る記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑧ 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 ⑨ 介護給付及び利用料等に関する請求及び受領等の記録</p>	適	否	<p>【条例第60条】 【市解釈通知第2の2(1)エ(9)】</p>
<p>第5 介護給付費の算定及び取扱い</p>			
<p>1 基本的事項 (1) 所定の単位数表により算定しているか。(該当にチェック) <input type="checkbox"/>夜間対応型訪問介護費Ⅰ：別に厚生労働大臣が定める単位数 ※オペレーションセンター設置が必須 <input type="checkbox"/>夜間対応型訪問介護費Ⅱ：2、775単位 (2) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 (3) 地域区分単価は10,21円か。</p>	適	否	<p>・介護給付費請求書、 明細書 青P476</p>
<p>2 夜間対応型訪問介護 Ⅰ 【夜間対応型訪問介護費Ⅰ】</p>			<p>青P476～P478</p>
<p>(1) 利用者に対して、オペレーションセンターに通報できる端末機器を配布し、利用者からの通報を受けられる体制を整備している場合に、1,006単位を算定しているか。</p>	適	否	
<p>また、月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合には、日割り計算を行っているか。</p>	適	否	
<p>(2) 利用者に対して、訪問介護員等が、定期巡回サービスを行った場合に、383単位を算定しているか。</p>	適	否	
<p>(3) 利用者に対して、訪問介護員等が、随時訪問サービスを行った場合に、583単位を算定しているか。</p>	適	否	

確認事項	適	否	根拠条文・確認書類等
<p>(4) 次のいずれかに該当する場合において、1人の利用者に対して2人の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て行った場合に、785単位を算定しているか。</p> <p>①利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合</p> <p>②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合</p> <p>③長期間（1月以上）にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合</p> <p>④その他利用者の状況等から判断して、①から③までのいずれかに準ずると認められる場合</p> <p>※単に安全管理のために2人の訪問介護員等によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き算定できない。</p> <p>II [夜間対応型訪問介護費Ⅱ]</p> <p>月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合には、日割り計算を行っているか。</p>	適	否	
<p>3 同一建物の減算 [夜間対応型訪問介護費Ⅱ]</p> <p>(1) 別に（※1）厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定夜間対応型訪問介護事業所において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と（※2）同一の建物に居住する利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）については、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）については、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>（※1）厚生労働大臣が定める施設基準 前年度の1月当たり実利用者の数が30人以上の指定夜間対応型訪問介護事業所であること。</p> <p>（※2）同一建物の定義 当該事業所と構造上又は外形上一体的な構築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に夜間対応型訪問介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。また、ここでいう同一建物については、当該建物の管理、運営法人と当該夜間対応型訪問介護事業所の法人が異なる場合であっても該当する。</p>	適	否	青P478、P479
<p>4 24時間通報対応加算 [夜間対応型訪問介護費Ⅰ]</p> <p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が日中においてオペレーションセンターサービスを行う場合は、1月につき610単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準</p> <p>①日中においてオペレーションセンターサービスを行うために必要な人員を確保していること。</p>	適	否	青P480、P481

確 認 事 項	適	否	根拠条文・確認書類等
<p>②利用者からの通報を受け、緊急の対応が必要と認められる場合に連携する指定訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保し、必要に応じて指定訪問介護が実施されること。</p> <p>③利用者の日中における居宅サービスの利用状況等を把握していること。</p> <p>④利用者からの通報について、通報日時、通報内容、具体的対応の内容について記録を行っていること。</p>			
<p>5 サービス提供体制強化加算</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算については、それぞれ下ア～エの要件をすべて満たすこと。加算（Ⅰ）については1回につき、加算（Ⅱ）については1月につき、所定単位数を加算しているか。</p> <p>①加算Ⅰ（1回につき12単位） 〔夜間対応型訪問介護費Ⅰ〕</p> <p>②加算Ⅱ（1月につき84単位） 〔夜間対応型訪問介護費Ⅱ〕</p> <p>ア 指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>イ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。</p> <p>ウ 事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。</p> <p>エ 事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修終了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。</p>	<p>適</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p>	<p>否</p> <p>否</p> <p>否</p> <p>否</p> <p>否</p>	<p>青P482、P483</p> <p>・個別研修計画</p> <p>・情報伝達、技術指導等の会議記録</p> <p>・健康診断実施記録</p> <p>・従業員の資格証写し</p>
<p>6 介護職員処遇改善加算</p> <p>(1) 市への届出どおり、次に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を加算しているか。</p> <p>①介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1000分の40） 次のア、イ、ウに適合している場合</p> <p>②介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（100分の90） 次のアに適合し、かつイ又はウのいずれかに適合している場合</p> <p>③介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（100分の80） 次のアに適合している場合</p> <p>ア○介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>○賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施機関及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、届け出ていること。</p> <p>○介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>○事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を報告すること。</p>	<p>適</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>否</p>	<p>青P484</p> <p>・介護職員処遇改善加算計画書</p> <p>・賃金台帳</p> <p>・給与明細</p>

確 認 事 項	適	否	根拠条文・確認書類等
<p>○算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>○労働保険料の納付が適切に行われていること。</p> <p>イ○次の a、b に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。</p> <p>a 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 ・ 上の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 <p>b 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 ・ 上について、全ての介護職員に周知していること。 <p>ウ○平成20年10月から届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(2) 処遇改善の内容について職員への周知の方法</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50%; margin: 10px auto; height: 50px;"></div>			
<p>7 その他</p> <p>(1) 利用者が短期入所生活介護，短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は，算定していないか。</p> <p>(2) 利用者が一の指定夜間対応型訪問介護事業所において，指定夜間対応型訪問介護を受けている間は，他の指定夜間対応型訪問介護事業所が指定夜間対応型訪問介護を行った場合に，夜間対応型訪問介護費は算定していないか。</p>	適	否	青P480
	適	否	青P480